

特定随意契約案件表

No.	公表事項	内 容
1	契約に係る物品又は役務の名称	母子家庭等就業・自立支援センター事業業務
2	契約の内容	ひとり親家庭の親に対し、就業に関する相談や情報の提供、技能の習得を図るための講習会の開催、子育てなど生活に関する各種相談、子育て支援制度の情報提供、養育費の取決めや面会交流等について専門相談など、ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るための支援を総合的に行う。
3	契約に係る相手方の選定基準及び決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市内に拠点を有し、本市の母子家庭の母等への支援を組織的に行っている「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に定める母子・父子福祉団体」であること。 ・養育費や面会交流に関する相談業務の実績があること。 ・徴取した見積書が予定価格の範囲内であること。
4	契約を予定する時期	令和4年4月
5	納期又は契約の履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
6	見積書の提出方法	子ども家庭課へ提出
7	担 当 課 (問い合わせ先)	子ども家庭課 自立支援グループ (632 - 2386)
8	特記事項	